

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%）へ引き上げられます。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
6 款 地方消費税 交付金	1 項 地方消費税 交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	257,535
計				257,535

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交付金（社会保障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	256,677	87,056		169,621	169,621
		4 目 障害者福祉費	160,505	33,041	18,953	108,511	108,511
		5 目 老人福祉費	879,142	87,631	17,382	774,129	774,129
		7 目 障害者自立支援費	496,273	373,384		122,889	122,889
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	568,850	484,594		84,256	84,256
		3 目 母子福祉費	236,414	56,984	13,330	166,100	166,100
		7 目 児童発達支援費	106,090	69,184		36,906	36,906
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	2 目 予防費	6,001	2,608		3,393	3,393
計			2,909,133	1,194,482	49,665	1,664,986	1,664,986

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費